

## 別記

### 公用文の書き方

#### 1 法令等の引用

法令等を引用する場合は、次による。

- (1) 法律，政令及び省令については，題名（又は件名）の下に法律番号（又はそれぞれの種別による番号）を括弧書きにする。訓令及び告示については，法令の例による。ただし，題名（又は件名）の付されていないもの及び題名（又は件名）が長く，本文と紛れのある場合は，(2)に準ずる。
- (2) 通達その他のものについては，制定年月日，文書番号，種別，件名の順とし，件名を鍵括弧書きにする。

（記載例）

公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）

昭和60年3月25日付け公調職発第224号次長依命通達「懲戒事案等の取扱いについて」

#### 2 発信文書の書式について

- (1) 発信文書の書式は，次の書式例によるものとする。

---

#### ア 訓令の制定

---

公安調査庁訓第〇〇号

公安調査庁部長××  
公安調査庁研修所長××  
公安調査局長××  
公安調査事務所長××

×〇〇〇……〇〇〇に関する訓令を次のように定める。

××平成〇〇年〇月〇日

公安調査庁長官 ○ ○ ○ ○  ×

×××○○○……………○○○に関する訓令

目次

×第1章×○○

××第1節×○○（第1条—第○条）

第2節×○○（第○条・第○条）

第2章×○○（第○条—第○条）

×附則

×××第1章×○○

××××第1節×○○

×（目的）

第1条×○……………○

×○○○。

2×○○○……………○。

×××附×則

1×この訓令は、平成○○年4月○日から施行する。

他の例

×この訓令は、平成23年○月○日から施行する。ただし、○○○○の規定は、平成24年○月○日から施行する。

×この訓令は、平成23年○月○日から施行し、同年○月○日から適用する。

×この訓令は、平成23年○月○日から施行し、○○○○の規定は、同年○月○日から適用する。

2×○○○……………○

×○○。

（注）1 訓令が法令の委任に基づくものである場合は、制定文に根拠となる当該法令条項名を引用する。

2 訓令本文中に「右訓令する。」の文言は用いない。

3 書式例中「○」印は文字・字数を表し、「×」印は空ける字数を表す。また「……………」印は、文字の連続を表す（以下同じ。）。

イ 訓令の一部改正

---

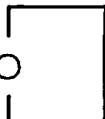
公安調査庁訓第〇〇号

公安調査局長××

公安調査事務所長××

×〇〇〇〇に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

××平成〇〇年〇月〇日

公安調査庁長官 ○ ○ ○ ○  ×

×××〇〇〇〇に関する訓令の一部を改正する訓令

×〇〇〇〇に関する訓令（平成〇年公安調査庁訓第〇〇号長官訓令）の一部を次のように改正する。

×〇〇〇……………○。

×××附×則

×この訓令は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

他の例

×この訓令は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。ただし、〇〇〇〇の改正規定は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

×この訓令は、平成〇〇年〇月〇日から施行し、改正後の〇〇〇〇の規定は、同年〇月〇日から適用する。

ウ 通 達

---

公調総発第〇〇号××

平成〇〇年〇月〇日××

×公安調査庁部長 殿

×公安調査庁研修所長 殿

×公安調査局長 殿

×公安調査事務所長 殿

公安調査庁総務部長 ○ ○ ○ ○  ×

×××○○○……………○  
×××○○について（依命通達）  
×○○○……………○  
○○○します。

記

- 1 ×○○○……………する。
- ×(1) ×○○○……………○。
- (2) ×○○○……………○。
- 2 ×○○○……………する。

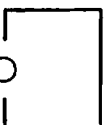
（注） この文例は，依命通達の例であるが，通達本文中に「命により」の  
    文言は用いない。

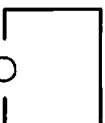
エ 連名の通達

---

公調○発第○○号××  
平成○○年○月○日××

- ×公安調査庁部長 殿
- ×公安調査庁研修所長 殿
- ×公安調査局長 殿
- ×公安調査事務所長 殿

公安調査庁○○部長 ○ ○ ○ ○  ×

公安調査庁○○部長 ○ ○ ○ ○  ×


×××○○○……………○について（通達）  
×○○○……………○  
○○○します。

才 通知，照会，回答等

---

公調総発第○○号××  
平成○○年○月○日××

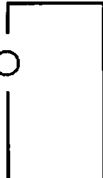
- ×公安調査庁部長 殿
- ×公安調査庁研修所長 殿
- ×公安調査局長 殿
- ×公安調査事務所長 殿

公安調査庁総務部長 ○ ○ ○ ○  ×

×××○○○……………○について（通知）  
×○○○……………○  
○○○します。

公調総発第○○号××  
平成○○年○月○日××

- ×○○公安調査事務所長 殿
- （○○公安調査局経由）

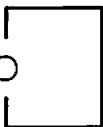
公安調査庁総務部長 ○ ○ ○ ○  ×

×××○○○……………○について（照会）  
×○○○……………○  
○○○します。

公調総発第〇〇号××

平成〇〇年〇月〇日××

×総務省行政管理局長 殿

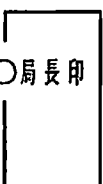
公安調査庁総務部長 ○ ○ ○ ○  ×

×××〇〇〇……………について（回答）

×平成〇年〇月〇日付け〇〇〇発第〇〇号をもって依頼（照会）のあった標記の件について……………します。

- （注） 1 発信名義者の官職名が長い場合は、官職、氏名に分けて2行に書いてもよい。
- 2 二以上の部局の長等が連名で発信する場合は、文書番号は起案部局の番号とし、発信名義は、法務省組織令（平成12年政令第248号）に定める部局順とする。他省庁と連名で発信する場合は、あらかじめ他省庁と連絡して定める。
- 3 事務代理又は事務取扱を命ぜられた者がその職務に関して文書を発信する場合には、発信名義は、次のように、その事務代理又は事務取扱の表示とその者が現に占めている官職名を併記した上、公印は、被代理者等の官職の公印を押印する。発信名義の記載についても同様とする。

〇〇公安調査局長事務代理

〇〇公安調査局総務部長 ○ ○ ○ ○  ×